



## 箱エールクーポン券取扱店舗からの 換金手続き期限は 3月15日まで

箱エールクーポン券取扱店舗からの換金手続きの期限が近づいています。クーポン券の換金手続きを忘れないよう注意してください。

○提出方法 「使用済みクーポン券」と換金手続き用「請求書」を出張所または町民課の窓口提出してください。

換金期限  
3月15日(水)



照会先 町民課コミュニティ推進係 電話 (85) 7160

- ★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
- ☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
- ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。  
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)  
～裏面もご覧ください～



# 「リトミック体験教室とおはなし会」 を開催します

♪ 音と身体で音楽を感じ楽しみましょう ♪

リトミックは、音楽にあわせて歌ったり、踊ったり、リズム遊びをしたり、音楽を通じて、子どもたちの感性や想像力などを伸ばす楽しい学習活動です。また、おはなし会では、素敵な絵本なども紹介します。

子どもたちや保護者の皆さんとで、楽しく音楽や絵本にふれあいながら、豊かなひとときを過ごされてみてはいかがでしょうか。参加をお待ちしています。

【日 時】 2月25日（土）  
3月4日（土）の2日 時間はいずれも、10時30分～12時

【会 場】 社会教育センター 軽スポーツ室・作法室  
（箱根町小涌谷 520）

【内 容】 音楽にあわせて一緒に歌い、リズム遊びを楽しみます。  
絵本の朗読やおはなしを聞き、楽しく過ごします。

【指導者】 リトミック研究センター上級指導者 勝俣さと子さん

【対 象】 町内に在住・在勤の方とその子ども

【定 員】 0歳児から小学生以下 10人程度（申込順）

【申込期限】 2月22日（水）まで

【申込方法】 電話、または社会教育センター窓口にて申し込んでください。  
※ 月曜日と祝日の翌日は休館日です。

【持ち物】 タオル、上履き、飲み物など

【新型コロナウイルス感染症予防対策に関する注意事項】

- ・発熱、風邪、咳などの症状のある方、体調がすぐれない方は、参加をご遠慮していただく場合があります。
- ・参加の際は、マスクを着用してください。
- ・会場入口にて検温およびアルコール消毒液での手指消毒をお願いします。
- ・感染拡大状況や自然災害などにより、急きょ中止する場合があります。

申込・照会先 社会教育センター 電話（82）2694



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和5年2月10日発行】

# 木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

## 【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

## 【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

## 【日時・場所、申込方法】

日時：2月22日（水）13時30分～15時30分

場所：仙石原文化センター 音楽室

\*相談時間は 1 棟につき概ね 1 時間です。

\*都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

**（完全予約制 2月17日（金）申込期限）**

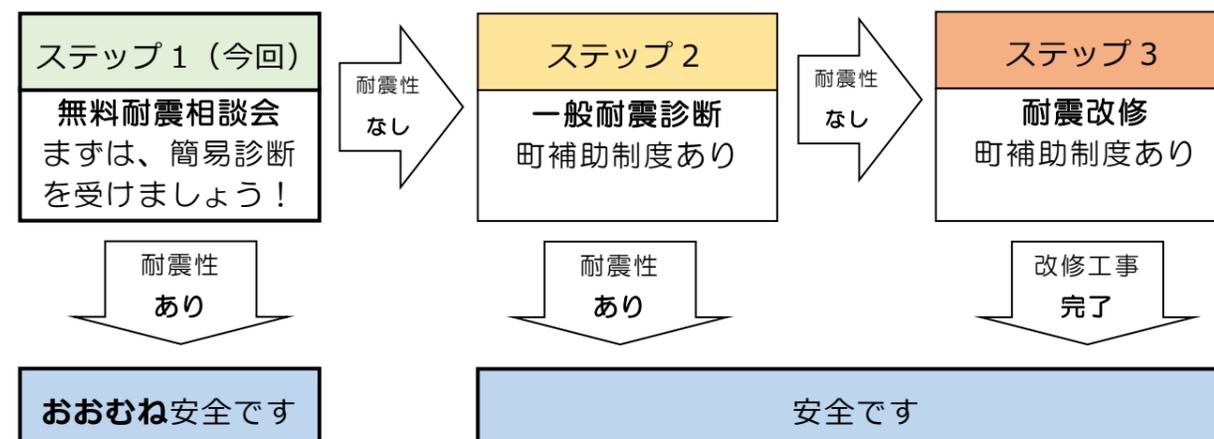
\*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者はマスクの着用をお願いします。

\*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

## 【地震に強い家にするためのフロー】



## 【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。阪神・淡路大震災では、約 25 万棟の家屋が全壊・半壊し、6,000 人を超える方が犠牲となりました。犠牲者の約 9 割が建物、家具などの倒壊による圧迫死や窒息死であるとされています。倒壊などの大きな被害となった建物の大半が昭和 56 年以前に建築された木造住宅に集中しました。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震についても、阪神・淡路大震災と同規模のものでした。このことから、昭和 56 年以前の住宅にお住まいの方は、耐震診断を行い、自宅の耐震性を確認する必要があります。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。



箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → **無料耐震相談会実施のお知らせ** を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

## 第72期箱根町老人大学を開講します

高齢者の皆さんの生きがいづくりや仲間づくりのお役に立てるよう、日常生活でのちょっとした知識、話題などを提供する場として、老人大学を開講します。今年は在宅医療・介護連携推進講演会と合わせて開催します。ぜひ参加してください。

【日時】 3月14日（火）10時～15時15分

【内容】

10:00	開講式
10:15	1時限目 「フレイル予防で健口長寿」 講師：歯科衛生士 高橋直子さん
11:20	2時限目 「うたと音楽の介護予防教室」 講師：音楽健康指導士2級（株式会社 湘南第一興商） 三浦翔太さん
12:20	お昼休憩
13:30	3時限目 在宅医療・介護連携推進講演会 「住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすために～成年後見制度～」 ※3時限目のみの参加も受け付けています。 詳しい内容は次のとおりです。
15:00	閉講式

【場所】 老人福祉センターやまなみ荘 講座室  
(箱根町強羅 1320-185)

【対象】 町内在住の60歳以上の方

【定員】 70人（先着順）

【申込方法】

- ①個人申し込みの方は2月28日（火）までに電話で申し込んでください。
- ②老人クラブ会員の方は各地域のクラブ会長に申し込んでください。

【その他】

- ・会場へは公共交通機関を利用してください。
- ・お昼は軽食を用意します。



## 令和4年度 在宅医療・介護連携推進講演会

「住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすために～成年後見制度～」

在宅医療・介護連携推進事業とは、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるため、在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になった時に適切なサービスを選択できるよう、在宅医療や介護および地域内での支え合いの必要性について普及啓発を図るものです。  
今年度は、「成年後見制度」をテーマに講演会を開催します。

【内容】 住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすために～成年後見制度～

成年後見制度…認知症などにより自分ひとりで判断することが難しい方について、身の回りに配慮しながら財産管理や福祉サービスの契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度。

【時間】 13時30分～15時

【講師】 行政書士 中條尚さん

【対象】 町内在住の方

【定員】 20人（先着順）

【申込方法】

3月10日（金）までに電話で申し込んでください。

【その他】

- ・同日程で行う老人大学に参加する方は、申し込む必要はありません。

申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話（85）7790

# 箱根探訪会「箱根で探す家康の足跡」 参加者募集！

芦ノ湖の周辺には、江戸幕府の初代将軍徳川家康が箱根権現（現在の箱根神社）に領地を寄進した際の寄進状の写本や、箱根権現本殿・拝殿や別当寺である金剛王院東福寺の再建を行った際の棟札が箱根神社に残されているほか、箱根旧街道の杉並木や箱根関所など、徳川家康が江戸幕府を開いた最初期に行った五街道の整備にまつわる史跡が往時の様子をしのばせています。そこで、徳川家康にまつわる史跡や文化財の見学を通し、箱根の歴史に触れる探訪会を開催します。

この機会に、地域の歴史について理解を深めてみませんか。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止する場合があります。

また、開催当日に発熱などの症状のある方や、過去 14 日間以内に濃厚接触あるいはその疑いがある方などは、参加をお断りする場合があります。

当日は検温や手指の消毒、マスク着用などの感染防止対策に協力をお願いします。

【開催日時】 3月16日（木） 9時30分受付開始 見学時間 10時～13時

【集合場所】 箱根神社宝物殿前

【探訪先】 箱根神社宝物殿、興福院、箱根旧街道（石畳、杉並木）、箱根関所ほか  
※全行程徒歩で移動します。

【募集定員】 20人（定員を超えた場合は抽選）

【受講料】 200円〔保険料、資料代〕

※箱根神社宝物殿拝観料として別途500円がかかります。

【申込期限】 3月2日（木）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本 266 生涯学習課  
「家康探訪会」担当宛

電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601

# 認知症でも地域で安心して暮らしていくために

認知症は、誰でもかかりうる身近な病気です。町では、認知症の方とその家族を地域でサポートするために、次のような取り組みを行っています。

## 『認知症等行方不明SOSネットワーク』について

認知症の症状の一つとして、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのか分からなくなってしまうことがあります。「認知症等行方不明SOSネットワーク」は、このような認知症の症状がある方について、事前に登録をしておくことで、行方不明になった際、地域の関係者や警察などの関係機関と連携し、行方不明の認知症の方を早期発見・保護するシステムです。

### ◎ 登録をされた方を対象として次のような事業を行っています。

#### 個人賠償責任保険の加入

町では、「認知症等行方不明SOSネットワーク」登録をされた方を対象とする個人賠償責任補償のある保険に加入しています。

この保険の補償は、他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入り電車を止めてしまったなどの法律上の賠償責任を負った場合に対象となります。

なお、保険の加入に伴う本人や家族の費用の負担はありません。



#### 『箱根町SOS登録シール』の配布

認知症の方等が保護された際に、早期に身元の照会ができるようにするため、「認知症等行方不明SOSネットワーク」登録をされた方を対象に、「箱根町SOS登録シール」を配付しています。

カバンや杖、洋服など対象者が普段身に着けるものに付けていただいています。



(シール見本)

オレンジ色のシール はこじ郎が目印！  
高齢者を保護した方から福祉課に連絡してもらい、ナンバーから誰なのかがわかる仕組みです

※ その他、認知症に関連するさまざまな取り組みを行っています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



照会先 福祉課高齢福祉係 電話 (85) 7790

# 夜間休日窓口開設

住民異動※、マイナンバーなどの手続きができます！

夜間や休日ではなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

## 開設日時

2月	15日（水）	17：15～19：15
	26日（日）	8：30～12：00
3月	1日（水）	17：15～19：15
	4日（土）	8：30～12：00
	15日（水）	17：15～19：15
	26日（日）※	8：30～17：15

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

### 【取扱業務】

- (1) マイナンバーカードの申請・受け取り
- (2) 電子証明書の更新・発行 など
- (3) マイナポイント申込支援 など
- (4) 転入・転出等の届出、住民票・印鑑証明・戸籍証明の発行 ※3月26日（日）のみ

### ※ご注意

転入出等の届出や各種証明発行の手続きができるのは、3月26日（日）だけです。マイナンバーに関する手続きは上記全ての日程で可能です。

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。  
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

## 譲ります

(1月26日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2141	物置(屋根あり)	横2m × 奥行き1.5m程度	普通	無料
2142	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料
2143	炊飯器	5合程度	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。

※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

